

川崎市家賃支援事業に関する質問と回答

No.	質問	回答
1	法人の借り上げ住宅は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象となる介護職員が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
2	契約社員や再雇用の職員は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、雇用形態は問いません。
3	派遣社員は補助対象になるか。	対象とはなりません。法人に直接雇用されている必要があります。
4	技能実習生や特定技能外国人は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、補助対象となります。
5	単身者のみが補助対象か。	単身者以外も対象になります。ただし、補助対象となる介護職員が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
6	補助金額はどのように計算すればよいか。	補助金額は、家賃の 1/2 (上限 30,000 円) です。 (例 1) 家賃が 55,000 円の場合 $55,000 \times 1/2 = 22,500$ →千円未満は切り捨てとなるため、補助金額は 22,000 円です。 (例 2) 家賃が 70,000 円の場合 $70,000 \times 1/2 = 35,000$ →上限 30,000 円を上回るため、補助金額は 30,000 円です。
7	法人から住宅手当を支給しているが、補助金は活用できるか。	法人から住宅手当を支給している場合も、補助対象となります。ただし、本市からの補助額と法人の住宅手当支給額の合計額が、家賃を上回らない範囲での補助とします。
8	月途中で職員が市内に引っ越し、補助対象要件を満たすようになった場合、どのように処理すればよいか。	補助対象要件を満たした月が含まれる四半期の申請に入れてください。対象要件を満たす日数が 1 か月に満たない場合は、補助基準額を対象月の総日数で除した金額に、要件を満たした日数を乗じて得た金額が補助金額となります (千円未満切り捨て)。 (例) 7 月 15 日に市内に引っ越してきて、月額家賃 65,000 円の賃貸住宅に入居した場合。 第 2 四半期分の申請に対象職員を入れてください。 $30,000 \text{ 円(上限額)} \div 31 \text{ 日} \times 17 \text{ 日} = 11,612 \text{ 円}$ (1 円未満切り捨て) →千円未満切り捨てのため、7 月分の補助金額は 11,000 円となります。
9	礼金、敷金、更新料等は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象経費は、賃借料及び管理費、共益費です。町内会費、駐輪場・駐車場代、家賃保証料、インターネット使用料等のその他の経費も補助対象経費にはなりません。
10	1 度交付決定を受けた介護職員は、3 年間補助金をもらい続けることができるのか。	年度ごとの決定とさせていただきますので、毎年度の申請をお願いいたします。